

韓国における特殊教育と健康障害教育の動向

滝川 国芳・西牧 謙吾

(教育支援研究部)

要旨：韓国における病気の子どもの教育について、特殊教育の歴史的背景と現状を概観し、制度と実際の取組について報告することを目的とした。1977年に「特殊教育振興法」が制定されたことによって、韓国の特殊教育は大きく発展することとなった。そして、1994年の全文改定によって、教育の機会拡大や質的向上に向けた早期特殊教育、巡回教育、治療教育、個別化教育、統合教育等に関する規定の導入などが制度化された。さらに2005年の改正によって、健康障害が、特殊教育対象の障害カテゴリーとして加えられることとなった。健康障害教育の対象者は、心臓障害、腎臓障害、肝機能障害等慢性疾患により、3ヶ月以上の長期入院あるいは通院治療等継続的な医療的支援が必要で、学校生活、学業遂行等において教育的支援を持続的に受けなければならない者とされた。病院の中にある学級は、通称として「病院学校」と韓国では称されている。健康障害教育の対象者は、それまで通っていた学級に籍を置いたまま病院学校または自宅での学習支援を受けることができる。また、病院学校特殊教師の授業だけではなく、ICTによる画像講義システム等を利用して授業日数の確保をしている。今後、日韓両国の健康障害教育の取組を比較研究することは、新たな視点による病気の子どもの教育の推進につながると考える。

1 韓国の学校教育について

(1) 韓国の基本情報¹⁾

面積は、約9万9,274平方キロメートルであり、朝鮮半島全体の45%、日本の約4分の1である。西部と南部は平野が多く、国土の約70%を占める山岳地帯が北部と東部に密集している。人口は、約4,885万人であり、そのうちの約4分の1が首都ソウルに集中している。言語は、韓国語であり、民族は、韓民族である。日韓間の貿易は着実に拡大を続けており、現在、日本は韓国にとって第2位の貿易相手国、韓国は日本にとって第3位の貿易相手国となっている。また、政治関係においても一層の深みと広がりを見せており、日韓両国はもちろんのこと、アジア・太平洋地域の繁栄にとっても極めて重要な関係にある。

(2) 韓国の教育

韓国の学制は、6・3・3・4制で、日本と同様である。日本の小学校にあたる初等学校、中学校、高等学校、大学などからなっている。現在の義務教育年限は、6～15歳の9年間である。1984年に義務教育年限がそれまでの6年から9年(6～15歳)に延長された。その後、延長分(中学校1～3学年)について、無償の義務教育が段階的に導入され、2004年3月から完全実施となった。韓国の学校系統図を図1に示した²⁾。

公立、私立を問わず初等学校・中学校・高等学校及び特殊学校には、教職員、保護者、地域社会人等で構成される

「学校運営委員会」の設置が義務付けられている(「地方教育自治に関する法律」(1995年改正)により設置)。学校運営委員会は学校の管理運営に関する審議機関であり、学校憲章及び学則の制定又は改正に関する事項、学校の予算案及び決算に関する事項、学校教育課程の運営方法に関する事項、教科用図書、及び教育資料の選定に関する事項等の審議を行う。最終的な法的責任は学校長が負うことになるが、学校長は運営委員会の審議結果を最大限尊重しなければならない。そこで、審議結果とは異なって施行する場合は、運営委員会と管轄庁に書面によって報告しなければならないとしている^{3) 4)}。

(3) 教育行政について^{3) 4)}

中央政府には「教育人的資源部」が置かれ、学校教育・生涯学習及び学術を所管している。韓国の教育行政は1990年代初めまで国が一元的に統括する中央集権的体制をとっており、地方に設けられた教育委員会は実質的に国の出先機関であった。しかし、1989年の地方自治法、1991年の地方教育自治に関する法律の制定により、学校の設置管理などの教育事務が広域地方自治体(特別市・広域市・道)の所轄事務となった。

地方の教育行政機関として、広域地方自治体ごとに教育庁が置かれている。教育庁は、「教育監」及び「教育委員会」からなる組織の総称である。「教育監」及び「教育委員会」の委員は学校運営委員会の各委員が選挙人となり、選挙によって選出される。また、教育庁と当該地域の特別

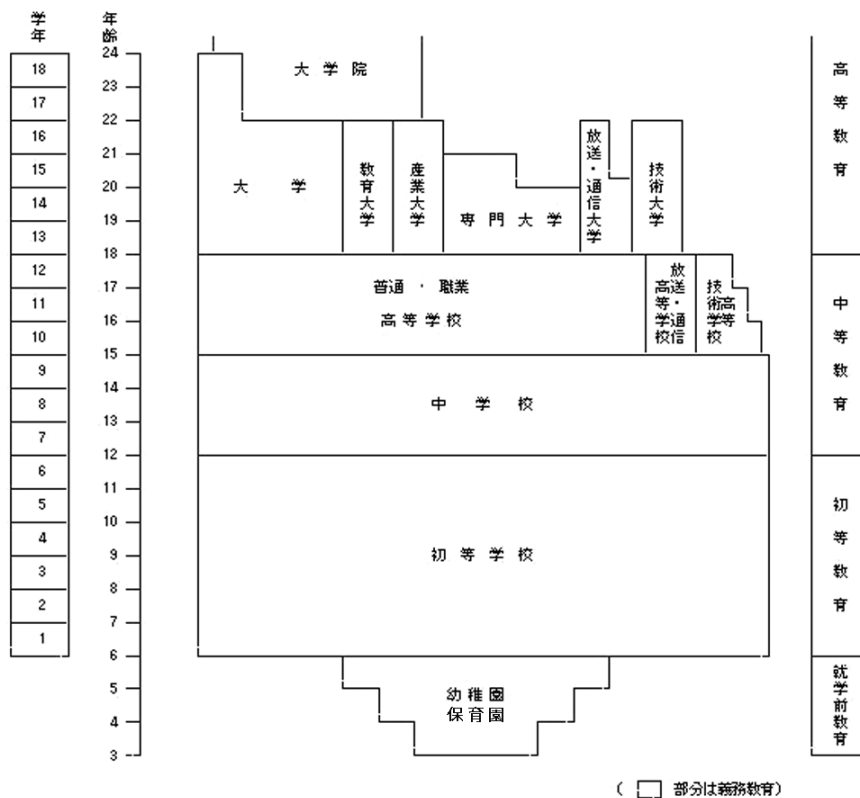


図1 韓国における学校体系図

市庁・広域市庁・道庁は同じ地方自治団体の行政機関ではあるが、人事、予算の編成及び執行、庁舎等が完全に分離しており、まったく別個の団体として機能している。

さらに各教育庁下の区・市・郡には下級行政機関としての地方教育庁が設置されている。初等学校・中学校・高等学校は特別市・広域市・道レベルが設置・管理する。

2 韓国における特殊教育について

(1) 特殊教育の歴史

韓国の特殊教育は、米国から来た医療宣教師ロゼッタ・シャーウッド・ホール(Rosetta Sherwood Hall)女史が1894年に平壤で目の不自由な子どもたちに点字教育を行ったことから始まったとされる⁵⁾。ロゼッタ・シャーウッド・ホール女史は、1909年に、最初の聾学校を設立するなど韓国の特殊教育への貢献は大きかった。

1910年からは1945年までは、日本による植民地時代となる。この間の1912年に、韓国最初の特殊教育関連法案である「済生院官制」が朝鮮総督府により制定・公布された。これにより特殊教育の公教育化が始まり、特殊学校の設置が始まることとなった。1949年に韓国独自の「教育法」が制定され特殊学校の設置と特殊学級の拡充について明記され法的根拠が明示されることとなった。しかしながら、韓国における特殊教育は、私立の特殊教育機関によ

て主導されてきたこともあって、公教育による特殊教育制度の整備は直ちには進まなかった⁶⁾。公立初等学校特殊学級は、1971年に韓国において初めて設置された。

1977年に「特殊教育振興法」が制定され、1979年に施行された。これにより、特殊学校、特殊学級、その他初等学校で提供するすべての教育が無償で提供されることとなった。1988年には、ソウルでパラリンピックが開催されたことにより、障害者や特殊教育への理解・啓蒙が促進されることとなる。このことは、1994年の「特殊教育振興法」の全文改正に向けた社会的後押しとなった。この改正によって、教育の機会拡大や質的向上に向けた早期特殊教育、巡回教育、治療教育、個別化教育、統合教育等に関する規定の導入などが制度化された⁷⁾。特殊学校の対象となる障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、情緒障害とした。そして、特殊教育対象者に対する初等学校および中学校課程における教育を義務教育と定め、幼稚園及び高等学校課程における教育は無償教育とした。また、新たに算数・発話・読み・書きなど特定の分野において学習上障害がある学習障害児を特殊教育対象者として規定した。2005年の「特殊教育振興法」改正によって、病気による長期入院治療を行っている子どもたちが特殊教育対象者として制度上初めて位置づけられた。また、治療教育に関する規定が設けられ、特殊教育機関に治療教育担当教師が配置されることとなった。

表1 特殊教育対象学生現況 (2007年)

区分		特殊教育対象学生	特殊学校	一般学校		計
				特殊学級	一般学級	
特殊教育対象学生		22,963	35,340	7,637	65,940	
学生数	障害種別	視覚障害	1,819	269	204	2,292
		聴覚障害	1,334	853	677	2,864
		知的障害	14,365	19,246	2,430	36,041
		肢体不自由	3,094	3,002	1,643	7,739
		情緒障害	2,139	4,629	927	7,695
		言語障害	161	522	502	1,185
		学習障害	11	6,310	661	6,982
		健康障害	40	509	593	1,142
		計	22,963	35,340	7,637	65,940
	学校種別	幼稚園	1,032	599	1,494	3,125
		初等学校	7,657	22,498	2,597	32,752
		中学校	6,286	7,500	1,481	15,267
		高等学校	6,541	4,743	2,065	13,349
		専攻科	1,447	0	0	1,447
計		22,963	35,340	7,637	65,940	
学校数		144	4,530	3,621	8,295	
学級数		3,278	5,753	6,263	15,294	
特殊学校(級)教員数		6,141	6,108	-	12,249	
特殊教育補助員配置数		1,753	3,914	574	6,241	

(2) 特殊教育の現状

大韓民国憲法第31条には、教育に関する国民の権利と義務について規定されている(第31条①すべての国民は、能力に応じて、均等に教育を受ける権利を有する。②すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を負う。③義務教育は、無償とする。等)。

また、大韓民国教育基本法第3条、4条に、学習権と教育機会均等について明記されている(第3条(学習権)すべて国民は、生涯にわたり学習し、能力と適性によって教育を受ける権利を持つ。第4条(教育の機会均等)すべて国民は、性別、宗教、信念、社会的身分、経済的地位、又は身体的条件等を理由に教育において差別されない。)

そして、第18条では特殊教育について規定し、国及び地方自治体の役割について明示している(第18条(特殊教育)国家及び地方自治団体は、身体的・精神的・知的障害等により特別な教育的配慮が必要な者のための学校を設立・運営しなければならない、これらの教育を支援するために必要な施策を樹立・実施しなければならない。)

特殊教育対象者は、特殊教育振興法第10条に規定されている。具体的には、視覚障害、聴覚障害、精神遅滞、肢体不自由、情緒障害(自閉症を含む)、言語障害、学習障害、健康障害、その他教育人的資源部の定める障害がある

人の中で特殊教育を必要とする人であると評価された者をいう。これらの特殊教育対象者は、障害の程度や保護者の意見等を総合的に判断して、一般学校の一般学級や特殊学級、特殊学校で教育を受けている。

表1は、2007年の特殊教育対象学生(韓国では学校種に関係なく学生と称している)の現況を示したものである。特殊教育対象学生全体の54.7%の学生が知的障害で、次いで肢体不自由(11.74%)、情緒障害(11.67%)、学習障害(10.6%)であった。また、学習障害の99.8%、健康障害の96.5%が一般学校の一般学級または特殊学級に在籍していることがわかる。表2は、年度別および障害別学生数を示している。

表3は、年度別にみた特殊教育対象学生の配置現況を示している。年を追うごとに、一般学校の配置学生数が増加している。また、全体の学生数に占める特殊学校配置学生数の割合が、2003年度が45.3%であったのが、年々減少し、2006年度37.2%、2007年度34.8%となっている。

表4は、特殊学校の設立主体による国立、公立、私立別特殊学校数等を示している。2007年度は、国立5校(3.5%)、公立50校(34.7%)、私立89校(61.8%)の比率となっており、私立への依存度が高いことがわかる。また、学生数についても特殊学校に通う全学生の52.1%にあたる11,966人が私立の特殊学校に在籍している。

表2 年度別および障害別学生数

単位：名，%

年度	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	情緒障害	言語障害	学習障害	健康障害	全体の学生数
2003	1,654 (3)	2,606 (5)	29,380 (55)	4,852 (9)	5,097 (10)	-	9,815 (18)	-	53,404 (100)
2004	1,650 (3)	2,938 (5)	31,705 (57)	5,232 (10)	4,787 (9)	-	9,062 (16)	-	55,374 (100)
2005	1,745 (3)	2,549 (4)	33,618 (57.6)	5,924 (10)	5,870 (10)	-	8,447 (15)	209 (0.4)	58,362 (100)
2006	1,902 (3)	2,806 (5)	33,958 (54)	6,957 (11)	8,852 (14)	301 (0.4)	6,738 (11)	1,024 (1.6)	62,538 (100)
2007	2,292 (3.5)	2,864 (4.3)	36,041 (54.7)	7,739 (11.7)	7,695 (11.6)	1,185 (1.8)	6,982 (10.6)	1,142 (1.7)	65,940 (100)

表3 年度別特殊教育対象学生の配置現況

単位：名，%

年度	特殊学校 配置学生数	一般学校(一般学級)の 配置学生数	全体の学生数
2003	24,192 (45.3)	29,212(2,304) (54.7)	53,404 (100.0)
2004	23,762 (42.9)	31,612(3,610) (57.1)	55,374 (100.0)
2005	23,449 (40.2)	34,913(5,110) (59.8)	58,362 (100.0)
2006	23,291 (37.2)	39,247(6,741) (62.8)	62,538 (100.0)
2007	22,963 (34.8)	42,977(7,637) (65.2)	65,940 (100.0)

表4 特殊学校の設立別内訳(2007年)

区分	学校数	学級数	学生数	教員数	備考
国立	5	174	1,024	335	私立依存度 61.8%
公立	50	1,442	9,973	2,676	
私立	89	1,662	11,966	3,130	
計	144	3,278	22,963	6,141	

以上のように、韓国の特殊教育は、1977年に制定された「特殊教育振法」を法的根拠として、1994年の全文改正を含め、これまで幾度も改正と繰り返して今日に至っている。現在進められている政策推進の柱は、(1)障害理解教育、(2)一般学校における障害児・者のための施設・設備の拡充、(3)障害のある幼児に対する無償教育費の支援、(4)特殊学級の増設、(5)特殊学級の運営形態の転換、(6)特殊教育補助員の配置及び治療教育の強化、(7)一般教育の特殊教育に対する責務の確立、(8)特殊教育支援センターの設置・拡大及び運営、があげられる¹⁰⁾。

3 韓国における健康障害教育について

(1) 健康障害教育の対象学生としくみ

2005年に改正された特殊教育振興法で、健康障害が、特殊教育対象の障害カテゴリーとして加えられることとなった。その背景として、2005年以前は、年間約8,000人の学生が病気によって、休学または中退という状況にあった。これらの学生は、留年によって次の学年に友達と一緒に進学することができなかつたり、学習の遅れが著しくなっていたりして、友達関係の構築が難しく、疎外感をもつことが多かった。そのような中、保護者や学生本人から特別な教育支援の要求が急増していた。また、OECD

(経済協力開発機構)に加盟している主要国においては、すでに病気の子どもへの教育である健康障害教育が障害カテゴリーとして位置づけられ、特殊教育の対象となっていたことも大きな背景であった。健康障害の定義は、心臓障害、腎臓障害、肝機能障害等慢性疾患により、3ヶ月以上の長期入院あるいは通院治療等継続的な医療的支援が必要で、学校生活、学業遂行等において教育的支援を持続的に受けなければならない者(特殊教育振興法施行令第9条2項)とされた。選定基準である「3ヶ月以上の継続的な医療的支援」というのは、入院あるいは通院治療等の長期間の医療的が必要で、1年の出席日数220日の3分の2以上を出席することができない程度の医療が要求される場合で、継続的に3ヶ月間入院しているということだけで特殊教育対象学生としないこととしている。

病院の中にある学級は、通称として「病院学校」と韓国では称されている。病院学校の設置は、設置・運営に対する行財政支援とその教育の広報について、病院学校を置くこととなる地域総合病院と、広域地方自治体(特別市・広域市・道)教育庁や各教育庁下の区・市・郡の教育庁との間で協約を結ぶことによって可能となる。そして、病院側に対して、教育庁側が、教員を派遣するという人的支援、備品、教材等の物的支援などの財政的支援を行う。病院学校は、「○○教育庁所属□□病院学校」と称され、「派遣学級」形態で設置されるものである。また、病院学校が設置された病院の小児科医師等の主責任医療関係者に対し、「名誉校長」の役割を付与して円滑が病院学校運営を図ることとなる。そして、健康障害教育の対象となる学生は、それまで通っていた学級に籍を置いたまま病院学校または自宅での学習支援を受けることとなる。

病院学校数は、2004年に4校であったが、2007年には19校に増加した。また病院学校が設置されているのは、1特別市・6広域市・8道・1特別自治道の16行政区域のうち、法改正があった2005年に3行政区画だけであったが、1年後の2006年には、9行政区域に広がった。しかしながら、大都市にだけしか存在していないということもあり、2008年には、全行政区域32校に病院学校設置を推進することになっている。

広域自治体教育庁においては、慢性疾患学生を健康障害学生として認定することによって、病気治療による長期欠席による留年を防止するよう一般学校に広報を徹底するよう努めている。

韓国国立特殊教育院では、韓国病院学校ホームページ Hospital School of Korea¹⁾を作成し、国内の病院学校に関する情報の一元化を図っている。このホームページでは、

1. 病院学校：病院学校の紹介、目的および機能、入学

案内、病院学校一覧

2. お知らせ：公式事項、行事お知らせ、お勧めサイト
 3. 病院学校プログラム：病院学校プログラム、画像講義システム
 4. いろいろな学習活動：おたより写真、動画映像
 5. 病院学校情報倉庫：病院学校資料室、画像講義資料集
 6. 参加の広場：質問コーナー、自由掲示板
- など6つの柱で情報提供をしている。



図2 国立特殊教育院内に新設された特殊教育情報館

(2) 健康障害対象学生への教育支援

1) 個別化された教育支援

一人一人の健康状況に応じた教育のためには、個別の教育計画、個別の健康管理計画を立てることが、不可欠である。これらの計画は、入院前に通っていた学校の担任教師、病院学校の特殊教師、病院主治医の三者の話し合いによって作成することとなっている。病院学校での出席状況、授業内容、評価等については、病院学校の特殊教師から籍のある学校への情報として、病院学校設置契約をしている教育庁から、授業確認証明書や成績書類等により報告がなされる。

2) 画像講義システムによる支援

病院学校特殊教師の授業だけではなく、ICTによる画像講義システム等を利用した授業日数の確保するよう努めている。画像講義システムは、サイバー学習サービスを学生に提供するものである。学生は、病院学校や療養中の自宅においてインターネットが繋がったパソコンを利用することによって、広域自治体教育庁の教授－学習センターの画像講義担当教師による画像講義システムによる授業を受けることができる。このシステムは、登録手続きを行うことによって、学生、保護者、教師が無料で教授学習コンテ

表5 画像講義システム運営教育庁の担当地域

画像講義システム運営教育庁	担当地域
ソウル特別市教育庁	ソウル特別市、大田広域市、京畿道 江原道、忠清北道、忠清南道
慶尚南道教育庁	釜山広域市、大邱広域市、光州広域市 蔚山広域市、全羅北道、全羅南道 慶尚北道、慶尚南道、済州特別自治道
仁川広域市教育庁	仁川広域市

ンツを利用することができる。これらのコンテンツは、教育庁情報院において開発、改訂作業が行われている。

現在は、ソウル特別市、仁川広域市教育庁、慶尚南道教育庁において画像講義システムが運用されており、所轄の病院学校や学生自宅のある地域だけではなく、近隣の広域自治体にある病院学校や学生自宅にもサービスを提供している。表5は、運用3教育庁のサービス担当エリアを示したものである。

3) 病院学校の運営面からの支援

病院学校では、派遣された特殊教師のほかに、近隣学校からの教師ボランティア、教育大学や師範学校の学生による予備教師の訪問教育、ICTによる画像講義システムを積極的に活用して個別指導や相談が継続的に行うことができるよう管理し、学年別、科目別指導が確保できるように学生を支援している。また、病院学校の授業参加を出席と認めるように措置し、正規教員が配置されていない病院学校であっても、授業確認証明書の発給によって出席と認定している。その際の最小授業時間は、原則として幼稚園・小学生は1日1時間以上、中学生・高等学生は1日2時間以上としているが、子どもの病状に合わせて変更することができる。

病気治療を終えて退院した後も、自宅においてサイバー家庭学習サービスにより、教師と1対1の授業を受けることができる。

4) 心理的支援

病気によって入院治療を必要とする子どもたちは、それまでできていた学校活動が制限されたり、参加できなかつたりすることから、不安感をもったり気持ちが落ち込んだりすることがある。また、将来への不安や服薬による副作用にも教育的支援が必要となる。そこで、2006年に、健康障害のための認識プログラムが開発された。このプログラムは、健康障害の学生自身の病気への自己認識を高めることのほかに、友達などの周囲にいる人にも病気などに正し

表6 出席認定授業教師等の内訳

	前・現職教師		大学生及び大卒者	小計	総計
	前職	現職			
初等	7	29		36	41
中・高			5	5	

表7 一般授業教師等の内訳

前・現職教師		予備教師		資格証所有者	大学及び大卒者	総計
前職	現職	教育大学	師範大学	中等		
2	5	2	1	8	82	100

い情報と取り組むべき課題について情動的提供を行うためのものである。

入院生活を余儀なくされても、それまでの友達関係を維持継続できるようにするために、病院学校や教育庁は、友達による病院訪問を企画実施することもある。

(3) 病院学校の実際 —セブランス病院学校—

セブランス病院学校は、ソウル市内の延世大学校新村延世セブランス病院の子ども病院内に設置された病院学校である。2000年12月に病院内教室が設置され、2006年3月に新たにソウル特別市西部教育庁との協約により、病院学校としてスタートした。病院学校に通う子どもの疾患は、小児がんや腎臓疾患をはじめ様々である。「泉水教室」と「夢の木教室」と称する教室に分かれており、前者は免疫力が減少した児童のための教室であり、後者はすべての入院児童のための教室である。

授業は、一般授業と出席認定授業とがある。一般授業の対象となるのは、入院しているすべての学生である。授業時間は1日あたり3～4時間である。出席認定授業の対象となるのは、健康障害の障害カテゴリーに該当すると判断された学生（以下、健康障害学生とする）のみである。授業時間は、小学生が1日あたり1時間、中学生が1日あたり2時間である。一般授業の科目は、国語、英語、数学、日本語、漢字、ものづくり、音楽治療、美術治療、芸術治療である。一方、出席認定授業は、小学生が国語、数学、中学生が国語、英語、数学である。

病院学校には、教育庁から派遣された特殊教師のほかに、教員資格をもつ教師ボランティア、教育大学や師範大学に通う予備教師が教室内で学生の授業に参加している。表6は、出席認定授業を担当する教師等の内訳、表7は、一般授業を担当する教師等の内訳を示している。



図3 セブランス病院学校における授業風景

すべての健康障害学生が入学する時には、入校することとなった健康障害学生の担任教師と、健康状態、これまでの学習内容、健康障害出席管理に関する情報交換を行い、毎月月末には、授業に参加した健康障害学生の担任教師と授業内容と授業時間数について情報交換を行うこととなっている。

健康障害学生の授業運営の課題としては、多様な学年の子どもが混在していること、切れ目のない子どもたちの入退院に伴う授業内容の連携が難しいこと、退院後の欠席期間中の学習時間確保の困難さ、学生数が毎日変化することによる教師の確保が難しいことがあげられている。

病院学校の運営にあっては、民間企業や民間協会による金銭面、物資面での後援も大きな役割を果たしている。

4 おわりに

ここでは、韓国における特殊教育の歴史と現状を概観し、新しく制度として始まった病気の子どもたちを対象とした健康障害教育について取り上げた。病院学校では、特殊教師だけではなく、教師資格のあるボランティア、保護者や地域のボランティアなど様々な立場の人が学校内で教育支援に携わっている。病気の子どもたちの学びは、これらの人的サポートによって保障されるようになりつつある。そしてさらに、画像講義システムなどのICTを活用した教育支援が、子どもの学びをより確実にするツールとして積極的に学校現場に取り入れられ、実用されている。1977年に制定された「特殊教育振興法」は、これまで10回以上の改訂を繰り返し、現行「特殊教育振興法」に至った。そして、2008年度からは、これまでの「特殊教育振興法」に変わって、「障害者などに関する特殊教育法」が施行されることになっており、今後も新たな特殊教育の取組が推し進められることになるであろう。

謝辞

韓国の健康障害教育に関する情報収集に際して、韓国国立特殊教育院、セブランス病院学校、延世大学リハビリテーション学校の関係者の方から、心温まるご協力が得られたことを感謝申し上げます。また、東京学芸大学大学院教育学研究科在学中の金炫廷様からは、最新の情報を提供して頂きました。ここに記して感謝の意を表します。

引用文献・資料等

- 1) 外務省ホームページ：各国・地域情勢(韓国).
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/index.html>
- 2) 中央教育審議会:初等中等教育分科会教育課程部会第9回外国語専門部会.参考資料4-1, 韓国における小学校英語教育の現状と課題, 附：韓国の学校教育制度.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/015/05120501/006/005.htm
- 3) 財団法人自治体国際化協会ホームページ：韓国の教育自治. http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr254m.html
- 4) 中央教育審議会:初等中等教育分科会第14回教育財政部会.参考資料1 英国の学校理事会及び韓国の学校運営委員会について.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/001/03120501/003/005.htm
- 5) 李孝子：韓国のインクルーシブ教育における実態と展望,第7回日韓特殊教育セミナー, 日韓におけるインクルーシブな教育を目指した動向について, 8-13, 2007.
- 6) 朴在国：韓国における障害児教育改革, リハビリテーション研究, 13-19, 1997.
- 7) 金炫廷・高橋智：韓国における障害幼児の就学前教育・保育システムの動向,東京学芸大学総合教育科学系(58), 203-233, 2007.
- 8) 白雲鶴：韓国における特殊教育と障害者の福祉, 大分大学教育福祉科学部研究紀要, 21(2), 93-108, 1999.
- 9) 国立特殊教育院2007年度特殊教育実態調査：<http://edu.kise.go.kr/bbs/diary.jsp?name=bojopds2&artno=46&pg=1>
- 10) 齊藤宇開・上月正博・宍戸和成・植島綾子：第4回韓日特殊教育セミナー, 報告世界の特殊教育(18), 27-33, 2005.
- 11) Hospital School of Korea ホームページ：<http://hoschool.lice.go.kr>

Trends in Special Education and Education for Children with Health Impairments in Republic of Korea

Kuniyoshi Takigawa

Kengo Nishimaki

(Department of Educational Support Research)

Summary

The purpose of this paper is to present a broad overview on the historical background and current situation of special education, focusing on education for children with health impairments in Korea, and to report on the educational system and actual approaches. With the establishment of the “Special Education Promotion Law” in 1977, special education in Korea has become largely developed. Through a revision of the entire text in 1994, the introduction of provisions relating to early special education, itinerant education, remedial education, individualized education, integrated education, etc. directed towards qualitative improvement and expansion of opportunities for education have become developed. Furthermore, based on a revision to the law in 2005, a category of health impairments was added as a disability category applicable to special education. Those subject to education for children with health impairments were set as children who require long-term hospitalization of at least 3 months or continuous medical supports such as ambulant treatment, etc., due to chronic diseases such as cardiac problems, renal problems, hepatic function disorder, etc., and who must continuously receive educational supports in school activities and academic progress. The classes that are inside the hospitals are commonly referred to as “Hospital School” in Korea. The children subject to education for children with health impairments can receive study supports at these hospital schools or at their own home while remaining enrolled in the classes that they had attended previously. The number of school days is also secured by using not only classes taught by special teachers of hospital schools, but a lecture system based on Cyber Education Program, etc. as well. In the future, comparative research of approaches for education of children with health impairments in both Korea and Japan can be considered to be linked to education for children with health impairments from a new perspective.

Keywords: special education in Korea, education for children with health impairments, hospital school, Cyber Education Program,